



Q このたび、鳥取県最低賃金が引き上げられたと聞きました。高校生の息子がアルバイトをしているのですが、最低賃金はアルバイトの給料にも影響があるのでしょうか。

最低賃金の適用があるのは？

A 最低賃金は、各県ごとに決められています。鳥取県の地域別最低賃金（鳥取県最低賃金）は令和5年10月5日から1時間900円（改定の前は、1時間854円）に改定されました。

この最低賃金は、労働者の雇用形態（正職員、臨時職員、パート、アルバイト、学生等）に関係なく、年齢にも制限されず、鳥取県内の事業所で働く全ての労働者に適用されます。

最低賃金は時間額で表示されるため、月給制や日給制の給与の場合は、給与額から、除外される手当（精進手当、通勤手当、家族手当、時間外労働の割増賃金や賞与等）を除いた額をもとに、1時間当たりの額を計算して、最低賃金額と比較します。

具体的な比較の方法については、最低賃金のリーフレットや鳥取労働局ホームページ等で確認することができます。

事業主には、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲や最低賃金額、最低賃金に算入しない賃金や効力発生年月日を、常時見やすい場所に掲示するなどの方法により、労働者に周知する義務があります。

また、最低賃金未満の賃金しか支払っていない場合は、事業主は労働者に対して、改定日まで遡及して、その差額を支払わなければなりません。

詳しくは鳥取労働局または最寄りの労働基準監督署までお問合せください。

鳥取労働局賃金室

電話0857(29)1705